

企業との協働による健康づくり事業実施要領

(目的)

第1条 前橋市（以下「市」という。）は、従業員及びその家族（以下、「従業員等」という。）の健康診査受診促進などの健康づくりに、積極的に取り組もうとする企業を「まえばしウエルネス企業」（以下、「ウエルネス企業」という。）として登録し、企業による健康づくりを促すとともに、健康情報の提供、専門人材の派遣や健康教室開催の支援を行うことにより、企業との協働による働き盛り世代の健康づくりを推進する。

(定義)

第2条 この要領において、企業とは、市内に本社又は事業所があり、市内において事業活動を行う企業、法人、団体をいう。

(ウエルネス企業の役割)

第3条 ウエルネス企業は、従業員等の特定健診及びがん検診等の受診率向上と、健診後の適切なフォローアップに取り組むものとする。

2 ウエルネス企業は従業員等の食生活の改善と、運動の推進などの健康づくりに努めるものとする。

(ウエルネス企業の登録)

第4条 市は、第3条の企業の役割に賛同し、主体的な健康づくり活動に取り組む企業を募集し、ウエルネス企業として登録するものとする。

2 企業の加入する健康保険が全国健康保険協会（協会けんぽ）の場合は、全国健康保険協会（協会けんぽ）群馬支部（以下、「協会けんぽ」という。）が行っている「生き生き健康事業所宣言」（以下、「健康事業所宣言」という。）との相互認定を行う。

(登録の申込及び登録)

第5条 登録を希望する企業は、登録申込書（様式1）の提出、または電子申請により申込を行うものとする。

2 市は、健康づくりに関する調査を行い、要件を満たしている場合にはウエルネス企業として登録し、登録証・登録マークを交付するものとする。この場合、調査に応じて状況を把握し、意見を聴くことができる。

(ウエルネス企業の登録要件)

第6条 ウエルネス企業に登録できるのは、次のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 従業員等の健康づくりに意欲を有し、かつ前橋市内に所在する事業所であること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること（官公庁を含む）。
- (3) 医療法、薬事法、健康増進法等の関係法令や、労働関係法令に違反する行為を行っていないこと。
- (4) 市税滞納がないこと。

(5) その他、市が不相当とみなした企業でないこと。

(市の役割)

第7条 市は、ウエルネス企業の取組を促進するため、以下の支援を行うものとする。

- (1) 健康づくりに関する情報提供。
- (2) ウエルネス企業の取組に対する専門人材の派遣及び各種健診（検診）受診啓発の支援。
- (3) ウエルネス企業の健康づくりの取組の周知。
- (4) その他、職域の各種健診受診率向上のための取組。

(取り組み状況の報告)

第8条 ウエルネス企業は、毎年度、翌年度の5月末日までに、取組状況報告書により、市長に報告しなければならない。

(登録期間)

第9条 ウエルネス企業の登録期間は、登録した年度の末日とする。なお、前条の定めるところにより、取組状況報告書の提出があった場合については、登録期間を更新するものとする。

(広報)

第10条 市は、広報誌、市ホームページへの掲載や紹介冊子の作成等により、ウエルネス企業の取組内容などを市民に周知するとともに、健康づくりに関する情報を提供する。

2 ウエルネス企業は、自社のホームページや広告等に、ウエルネス企業である旨（マーク等）を表示することができる。ただし、販売する商品に、ウエルネス企業である旨を直接使用することは認められない。

(登録の変更)

第11条 ウエルネス企業は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、まえばしウエルネス企業変更届（様式2）により、市に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第12条 ウエルネス企業は、登録証を紛失又はき損した場合は、登録証再交付申請書（様式3）を市に提出し、登録証の再交付を受けることができる。

(登録の辞退)

第13条 ウエルネス企業は、活動を継続できなくなった場合、登録辞退届（様式4）を市に提出し、登録を辞退することとする。なお、登録の辞退後は、登録証の使用は認められない。

(登録の取消)

第14条 ウエルネス企業が次のいずれかに該当する場合は、市はウエルネス企業の登録を

取り消すことができる。

- (1) 第6条における登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第8条における取組状況報告書が提出されないとき。
- (3) 市よりの電話・メール・FAX等による連絡不能状態が1年間続いたとき。
- (4) 倒産等により、事業継続が困難なことが判明したとき。

(実施期間)

第15条 この事業は平成25年度から実施する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成25年9月1日から施行する。

附則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

(別記1)

「まえばしウエルネス企業」と「生き活き健康事業所宣言」の相互認定について

1. 目的

企業がウエルネス企業と健康事業所宣言への登録を同時に行うことにより、市及び協会けんぽから健康経営に関する支援を受け、それぞれに登録した企業等が、健康経営を促進することができるため。

2. 対象企業

- ①ウエルネス企業の場合は、加入する健康保険が協会けんぽであること。
- ②健康事業所宣言を行った企業等の場合は、所在地が市にあること。

3. 認定の方法

- ①相互認定に同意する企業等は、ウエルネス企業又は健康事業所宣言の登録申込書において、相互認定に関する意思表示を行うこととする。
- ②登録申込書において、同意する意思表示がない場合は、その企業等は相互認定を行わないこととする。

4. 認定期間

認定期間は、認定を受けた年度の末日とする。なお、第8条の定めるところにより、取組状況報告書の提出があった場合については、認定期間を更新するものとする。ただし、同報告書の提出がなかった場合は、認定を継続しないこととする。

5. 認定の辞退

相互認定を受けた企業等が認定を辞退したい場合は、認定を辞退する理由を添えて、同企業が登録を行った市または協会けんぽへ届けなければならない。

6. 認定の取消し

市は、第13条及び第14条においてウエルネス企業を辞退、又は取消となった企業等については、認定を取り消すことができる。

7. 企業の広報活動

認定を受けた企業は、自社のホームページや広告等に、ウエルネス企業及び健康事業所宣言をした旨(マーク)を表示することができる。ただし、販売する商品に、同様の旨を直接使用することは認められない。